

農地移動適正化あっせん基準

柳井市農業委員会

平成24年 5月21日

改正 平成26年 6月27日

改正 令和 2年 6月22日

改正 令和 5年 6月27日

1. 目的

この基準は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）による農用地区域内の農用地等について農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項に基づく農地保有の合理化のための権利移動のあっせんを円滑適正に行うことを目的とする。

2. 方針

この基準は、農振法第8条第1項に基づいて定められた農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）に即して運用されなければならない。

3. あっせんの要件

（1）農用地等の権利を取得させるべき者及びその者のうち農業を営む者についての要件

農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでに掲げる要件を備えている者であるほか、整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態別の目標に従って農用地等の権利を取得しようとするものであること。

ア. その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあっては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。）が、別に定める場合を除き、当該地域における作目及び経営形態別に応じ別表1に定める基準面積を超えるものであること。ただし、花き栽培等の集約経営が行われる場合又は権利を取得させるべき者が新規就農者（新たに農業経営を行おうとする者（その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く。）をいう。）であって、基準面積によることが相当でないと認められる場合はこの限りではないものとする。

イ. その農業経営の資本整備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

ウ. その者が取得する農用地等を整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

（2）あっせんの順位

ア. 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんについては、認定農業者（農

業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）又は認定就農者（同法第14条の4第1項の規定により認定を受けた者をいう。）を優先してあつせんする。

イ．農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合におけるあつせんの優先順位は、次に掲げる事項を総合勘案してあつせんを行うものとする。

（ア）農用地等の権利の取得後における経営面積と経営規模拡大の目標として別表2に定める目標面積との格差が小さいこと。

（イ）整備計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者であると認められること。

（ウ）あつせんする農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができると認められること。

（エ）農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められること。

（オ）地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当であると認められること。

ウ．農業農村整備事業、その他農業振興に関する各種事業により当該事業の遂行上農用地等の権利移動が必要と認められる場合にあっては（事業実施主体等により事業遂行上必要と要請のあったもの）（1）及びア、イによらないで優先的にあつせんする。

エ．基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画（以下単に「地域計画」という。）の区域内においては、アからウまでの規定にかかわらず、次に掲げる基準を勘案してあつせんにより権利を取得させるべき者を定める。

（ア）地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第19条第3項に規定する農業を担う者（以下「農業を担う者」という。）が位置付けられている場合には、その者にあつせんすること。

（イ）市が地域計画を変更することが見込まれる場合であつて、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあつせんすること。

（ウ）地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあつせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者へあつせんすること。

4. あつせんを行う場合

次の（1）から（3）までのいずれかに掲げる場合にあつせんを行うものとする。

なお、地域計画の区域内において、農用地等の所有者から当該農用地等の利用権の設定等（基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等をいう。以下同じ。）についてのあつせんの申出があつた場合及びあつせん候補者名簿に登録されている者から農用地等の

利用権の設定等についてのあっせんの申出があった場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業）及び基盤強化法第7条各号に掲げる事業の活用を促すこととし、申出者の同意が得られない場合において農業委員会によるあっせんを行うこととする。

（1）農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換についてのあっせんの申出があった場合

（2）あっせん候補者名簿に登録されている者から農用地等の買受け又は借受けについてのあっせんの申出があった場合

（3）（1）又は（2）のあっせんに直接関連して他の農用地等を譲渡し、貸付け又は交換のあっせんを行うことが必要と認められる場合

5. あっせんを行わない場合

4にかかわらず、4の（1）の農用地等の所有者からのあっせんの申出で、その売渡し若しくは貸付けの相手方を指定している場合等農地移動適正化あっせん事業の対象として不適当な場合又はあっせんの申出以前にすでに実質的に契約を締結していると認められる場合、不動産業者等が介入していると認められる場合等農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認められる場合

6. あっせんを打ち切る場合

（1）あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立する見込みがないと認めた場合

（2）あっせんの過程で5の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認めた場合

別表 1

基準面積

区分	経営形態別	基準面積	作目構成
個別 経営 体	土地利用型単一	8 5 a	水稻 8 5 a
	土地利用型複合	7 0 a	水稻 6 0 a 施設野菜等 1 0 a
	施設単一	1 0 a	園芸作物 1 0 a
	露地単一	7 0 a	柑橘 7 0 a
	畜産単一	2 0 0 a	乳用牛 乳用牛 8 頭 搾乳牛 6 頭 育成牛 3 頭 飼料作 2 0 0 a
組織 経営 体	土地利用型単一	5 3 0 a	水稻 4 0 0 a 作業受託 1 3 0 a
	土地利用型複合	4 0 0 a	水稻 3 0 0 a 大豆等 1 0 0 a
	施設単一	3 0 a	園芸作物 3 0 a

別表 2

目標面積

区分	営農類型	目標規模
個別経営体	土地利用型単一	水稲＋作業受託 ・水稲＝3.5ha ・作業受託＝延べ13.5ha（基幹3作業）
	土地利用型複合	水稲＋イチゴ ・水稲＝3.5ha ・イチゴ＝16a
		水稲＋アスパラガス ・水稲＝3.5ha ・アスパラガス＝22a
		水稲＋ナス＋秋野菜 ・水稲＝3.5ha ・ナス＝13a ・キャベツ＝60a ・はなっこりー＝10a
		水稲＋秋野菜 ・水稲＝5.7ha ・キャベツ＝40a ・はなっこりー＝10a
		水稲＋花き（スカシユリ） ・水稲＝4.0ha ・スカシユリ＝25a ・シンテッポウユリ＝25a
		水稲＋肉用牛 ・水稲＝4ha ・繁殖牛＝30頭 ・飼料作＝9ha
		水稲＋レンコン ・水稲＝3.5ha ・レンコン＝180a
		水稲＋花壇苗

		・ 水稻＝ 3. 5 h a ・ 花壇苗＝ 1 5. 8 a
	施 設 単 一	イチゴ ・ イチゴ＝ 2 2 a
		カーネーション ・ カーネーション＝ 1 6 a
		苗物（花壇苗等） ・ 花壇苗＝ 2, 1 1 2 m²
		バラ ・ バラ＝ 1 4 a
		キク ・ キク＝ 2 2 a
		アスパラガス ・ アスパラガス＝ 3 0 a
	露 地 単 一	みかん ・ 温州みかん＝ 1 3 0 a
	畜 産 単 一	乳用牛 ・ 乳用牛＝ 2 4 頭 ・ 搾乳牛＝ 2 0. 3 頭 ・ 育成牛＝ 1 1. 2 頭 ・ 飼料作＝ 8. 3 h a （延べ）
組 織 経 営 体	土地利用型単一	水稻＋作業受託 ・ 水稻＝ 1 8 h a ・ 作業受託＝延べ 6 h a （基幹 3 作業）
	土地利用型複合	水稻＋大豆＋麦 ・ 水稻＝ 1 6 h a ・ 大豆＝ 4 h a ・ 作業受託＝延べ 3 h a （基幹 3 作業）
		水稻＋大豆＋秋冬野菜＋タマネギ ・ 水稻＝ 1 5 h a ・ 大豆＝ 3 h a ・ 秋冬野菜（広島菜、キャベツ）＝ 3 0 a ・ タマネギ＝ 5 0 a

施 設 単 一	バラ ・バラ＝6 5 a
	イチゴ ・イチゴ＝6 0 a